

高井戸第四小学校支援本部規約

(名称)

第1条 この組織は「高井戸第四小学校支援本部」と称する。

(目的)

第2条 高井戸第四小学校の教育活動の充実・発展のために、また、高井戸第四小学校周辺地域との協力体制の構築のために必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 高井戸第四小学校支援本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、教育活動支援
- 二、総合的な学習の時間に関する支援
- 三、特色ある教育活動に関する支援
- 四、安全・安心に関する支援
- 五、緑に関する支援
- 六、読書活動に関する支援
- 七、土曜日や放課後に関する支援
- 八、その他、校長が求める学校支援

(組織)

第4条 本部役員は、地域の有識者・同窓生・その他、校長からの推薦を含めた10名程度で組織する。

(役員と職務)

第5条 本部には次の役員を置き、職務は次のとおりとする。

- 一、本部長
学校支援本部を主宰し、本部を代表する。
- 二、副本部長
本部長を補佐し、本部長が事故あるときは、職務を代理する。
- 三、事務局長
学校との連携を図り、事業全体の運営にかかわる。
- 四、会計
各所掌事業内容に応じた予算執行を管理・監督する。

五、庶務

各所掌事業からの報告を受け、区教委への報告などを行う。

六、広報

支援本部の活動を知らせる。

七 会計監査

各所掌事業の会計監査を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、当該年度末の1年とする。しかし、転居あるいは健康上の理由・家庭における諸事情等により任務の遂行が困難になった場合はその職務を辞することができる。また、再任は妨げないものとする。

(会議)

第7条 学校支援本部役員会議は、定例会議（毎月1回実施）と必要に応じて開催する臨時会議を実施する。

(守秘義務)

第8条 役員は、個人情報等事務遂行上知り得た情報を漏らしてはならない。

(検証と評価)

第9条 年度末には第三者を交えた検証の場を設け、学校支援本部が適切かつ有効に運営されているかを評価し、その旨を各所掌事務担当に伝え、次年度の各事業に活かすこととする。

(会計監査)

第10条 会計監査2名を置く。会計監査は各事業の収支を監査し、区教委、学校長、事務局長に報告する。監査の時期は、年度内各事業の最終事業終了後直ちに行うものとする。

この規約は平成20年9月1日より施行する。